

検察審査会制度

● 検察審査会とは？

自分だけは犯罪にあわない、事故にあわないと思っただけではありませんか。もし、万が一犯罪にあっても警察や検察が事件を捜査して、罪を犯した人は刑事罰を受けると思っているのではないのでしょうか。しかし、場合によっては裁判にかけられない不起訴処分になることもあります。被害者がその処分に納得できないときに申し立てできるところが検察審査会です。

このような人のために、検察官のした処分が正しかったかどうかを審査する機関として「検察審査会」があります。

● 検察審査員及び補充員に選ばれたらご協力を！

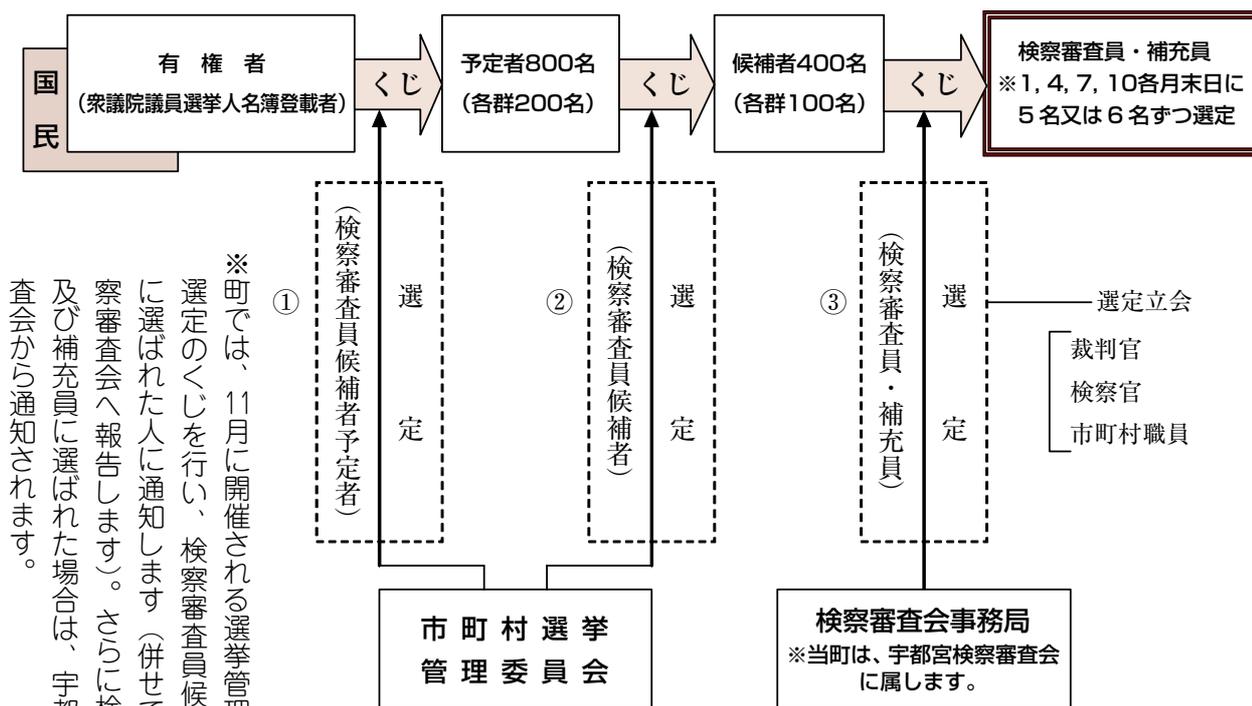
検察審査会では11人の検察審査員がこの審査をします。検察審査員及び補充員（以下「審査員等」といいます。）は、法令の規定により選挙権を持っている皆さんの中から「くじ」で選ばれることになっています。

なお、審査員等の任期は6か月です。半数交代制で3か月たつと先任者は任期が終了し、新たに候補者の中から審査員等が選定されます（下表のとおり）。

あなたもいつか審査員等に選ばれることがあるかもしれません。審査員等に選ばれたときは、国民の代表としてこの仕事にご協力をお願いします。

計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
第1群 (各5人)												
第2群 (各6人)												
第3群 (各5人)												
第4群 (各6人)												

● 選定までの流れ



※町では、11月に開催される選挙管理委員会にて選定のくじを行い、検察審査員候補者(②)に選ばれた人に通知します(併せて宇都宮検察審査会へ報告します)。さらに検察審査員及び補充員に選ばれた場合は、宇都宮検察審査会から通知されます。

※詳しくは、宇都宮検察審査会事務局 (☎028-621-2111) までお気軽にお問い合わせください(ビデオ映画の貸出しも行っていきます)。